

## 平成 30 年 3 月 臼杵市農業委員会定例総会議事録

平成 30 年 3 月 2 日（金）午前 9 時 30 分より野津中央公民館において会長が 3 月定例総会を招集した。  
本日の出席委員は次のとおりであった。

### 出席委員

議長 疋田 忠公 会長

1 番 野上 政憲 委員    2 番 堀 京子 委員    3 番 内藤 康弘 委員    4 番 藤嶋 祐美 委員

5 番 平山 勝丈 委員    6 番 佐藤 幸子 委員    7 番 柳井 博之 委員    8 番 城野 幸司 委員

9 番 陶山 秀明 委員    10 番 小橋 勇二 委員    11 番 中野 定重 委員

### 農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長    長野 政元 次長    和田 敬生 主幹

### 付議議案

議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 7 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 9 号 非農地証明願いについて

議案第 10 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 11 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について

議案第 12 号 臼杵市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針（案）」の決定について

副会長 皆さんおはようございます、只今より 3 月定例総会を開会致します、よろしくお願い致します。

局 長 これより議案について審議をよろしくお願い致します。  
議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第 7 条の規定により、疋田会長にお願い致します。

議 長 それでは、議事に先立ちまして定足数の報告を局長が行います。

局 長 それでは、定足数の報告を致します。委員総数 12 名中、本日は全員出席であります。よって、臼杵市農業委員会 会議規則第 6 条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告致します。

議 長 次に議事録署名委員の選任でございますが、私からの指名でよろしいでしょうか。

－「異議なし」の声あり－

議 長 それでは、議席番号 7 番 柳井博之 委員、議席番号 8 番 城野幸司 委員に議事録署名委員をお願い致します。

議 長 それでは、ただいまから議案審議に入りたいと思います。議案第 6 号農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願い致します。

次 長 1 ページをお開きください。  
議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 農地法第 3 条第 1 項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。

平成 30 年 3 月 2 日 臼杵市農業委員会 会長 疋田忠公

番号 1、畑 1,348 m<sup>2</sup> を、耕地拡張のため、売買により所有権を移転するものです。

番号 2、田 747 m<sup>2</sup> 外 2 筆 合計 1,169 m<sup>2</sup> を、売買により所有権を移転するものです。

番号 3、田 991 m<sup>2</sup> を、耕地拡張のため、売買により所有権を移転するものです。

以上 3 件の申請については、農地法第 3 条第 2 項の[全部効率利用要件]、[農作業常時従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]の各号に該当するため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。

お手元に配布しております、農地法第 3 条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。

2 月 23 日に実施しました現地調査において、調査委員 2 名が判断された農地法第 3 条第 2 項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。申請地は、次のページに掲載していますのでご覧ください。

以上、3 条申請 3 件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

藤 嶋  
委 員

私、藤嶋より、2 月 23 日に実施しました議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと合わせ報告します。

番号 1 の申請についてです。

売買により譲り受け、所有権を取得するものです。申請地は 1 筆の管理地です。現在は耕起された状態ではありませんが、3 条許可後所有権を移転してから、耕運機・トラクター等の進入路の整備工事を行い、耕作する予定です。3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 2 の申請についてです。

売買により譲り受け所有権を取得するものです。

申請地は 3 筆の管理地で、栗・梅を植えて樹園地にする予定です。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 3 の申請についてです。

売買により譲り受け所有権を取得するものです。

申請地は 1 筆の管理地で、適切に耕作管理された土地です。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3 条申請 3 件について調査報告となります。

委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 　ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

- 質疑なし -

議 長 　それでは質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 ー「全員挙手」ー

議 長 　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 　次に、議案第 7 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

次 長 　4 ページをお開きください。

議案第 7 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、農地法第 4 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにするため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

平成 30 年 3 月 2 日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

番号 1、畑 310 m<sup>2</sup> を、二輪車（バイク）の作業場・倉庫用地として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となっています。

以上、1 件の申請については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第 4 条申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。申請地は次のページに掲載していますのでご覧ください。

以上、4 条申請 1 件について、ご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいております調査委員さんより報告をお願いいたします。

堀  
委 員 私、堀より、2 月 23 日に実施しました議案第 7 号 農地法 4 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。  
チェックリストと合わせて報告します。

番号 1 の申請についてです。

申請地は 1 筆の管理地です。

申請者は、輪車の販売・修理業を営んでおり、申請地から車で 5 分程度の所に店舗をかまえています。しかしこちらの写真のように、手狭で、年間販売台数の半分程度しか保管することができず、作業スペースもないため、自宅に近い申請地に在庫や材料置場のための倉庫を建築する運びとなりました。

審査項目にあります、立地基準①については該当し、②については 3 種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても申請に必要な添付書類もそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。

以上のことから、農地法第 4 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

以上、4 条申請 1 件について調査報告となります。

委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 　ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

- 質疑なし -

議 長 　それでは質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 7 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 ー「全員挙手」ー

議 長 　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 7 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

議 長 　次に、議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

次 長 　7 ページになります。

議案第 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

平成 30 年 3 月 2 日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

番号 1、畑 509 m<sup>2</sup>、畑 261 m<sup>2</sup> を売買により譲り受け、宅地造成用地として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となっております。

以上、1 件の申請については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第 5 条申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次のページに掲載していますのでご覧ください。  
以上、5条申請1件について、ご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいております調査委員さんより報告をお願いいたします。

堀  
委 員 私、堀より、2月23日に実施しました議案第8号 農地法5条の規定による許申請に関する現地調査の報告を行います。  
チェックリストと合わせて報告します。

番号1の申請についてです。  
売買により譲り受け、所有権を取得して宅地造成用地とするものです。  
申請地は2筆の管理地です。  
審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。  
以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

以上、5条申請1件について調査報告となります。  
委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 只今の説明及び報告に対しまして、質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第 9 号 非農地証明願いについて事務局より説明をお願いいたします。

次 長 10 ページとなります。

議案第 9 号 非農地証明願いについて 非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

平成 30 年 3 月 2 日 臼杵市農業委員会 会長 疋田忠公

番号 1、畑 79 m<sup>2</sup> の土地については、分筆前において、昭和 36 年 3 月 16 日付で転用許可を受け住宅の庭先として利用され、現在は、道路用地として利用され非農地化した土地です。

次に、チェックリストと合わせて報告致します。申請地は、②の「転用目的どおりに転用し、非農地化された土地（4、5 条許可済みであるが、地目変更登記がなされていない土地）」に該当します。

番号 2、畑 137 m<sup>2</sup>の土地については、平成 24 年まで携帯電話用無線基地局用地として利用され、その後中継地の移転に伴い非農地化した土地です。

次に、チェックリストと合わせて報告致します。申請地は、③の「森林化し農地に復元することが困難な場合又は周囲の状況から、復元しても継続利用できない場合」に該当します。

以上、非農地証明願い 2 件について提案及び報告を申し上げます。

議 長 只今の説明及び報告に対しまして、質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 9 号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 9 号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第 10 号 農用地利用集積計画の決定について事務局より説明をお願いいたします。

次 長 13 ページになります。

議案第 10 号 農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。(資料別冊)

平成 30 年 3 月 2 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

別冊の農用地利用集積計画(第 2 号)「平成 30 年 3 月 2 日公告予定」です。

1 ページをご覧ください。

この利用権設定集計表は平成 30 年 2 月末までに申し出がありました白杵市全体の集計表であります。

主なものについてご説明します。

中段に利用権設定の合計の面積と筆数を掲載しています。

新規、再設定の合計で申し上げます。

田については、20,732 m<sup>2</sup>、21 筆です。

畑については、15,468 m<sup>2</sup>、18 筆です。

合計面積は、36,200 m<sup>2</sup> 39 筆です。

次に貸手、借手ですが、これについては、貸し手が 19 人に対しまして、借り手は 14 人となります。

2 ページ以降については白杵地域と野津地域の集計表と各筆明細書となっています。

以上、簡単ではございますが、平成 30 年 3 月 2 日公告予定の農用地利用集積計画（第 2 号）について、ご提案申し上げます。

議 長 只今の説明及び報告に対しまして、質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 10 号 農用地利用集積計画の決定について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 10 号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第 11 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について事務局より説明をお願いいたします。

次 長 14 ページとなります。

議案第 11 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農用地利用配分計画案について意見を求められたので提案する。（資料別冊）

平成 30 年 3 月 2 日 臼杵市農業委員会 会長 疋田忠公

別冊の農用地利用配分計画案で説明します。

1 ページをご覧ください。

畑 3 筆 合計 1,643 m<sup>2</sup> 及び畑 2,191 m<sup>2</sup>を配分するものです。賃料は、地権者との合意に基づき、10 a 当り 9,128 円から 12,513 円となっています。

次に 3 ページを、ご覧ください。

畑 3,843 m<sup>2</sup>を配分するものです。賃料は、地権者との合意に基づき、10 a 当り 8,000 円となっています。

以上の配分計画についてご審議をお願いします。

議 長 只今の説明及び報告に対しまして、質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 11 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 11 号 農用地利用配分計画案の意見聴取については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第 12 号 臼杵市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）」の決定について事務局より説明をお願いいたします。

次 長 15 ページとります。

議案第 12 号 臼杵市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）」の決定について 臼杵市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）」について別冊のとおり、提案する。

平成 30 年 3 月 2 日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

主 幹 別冊の臼杵市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）」で説明します。

議 長 只今の説明及び報告に対しまして、質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第12号 白杵市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）」の決定について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第12号 白杵市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）」の決定については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 以上で、本総会の議案はすべて終了いたしました。委員の皆さんご協力ありがとうございました。（終了 10:20）